3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

	計			2, 116,	600,	157	330, 190, 460	26, 205, 110	12, 129, 884, 245	14, 272, 689, 512	330, 190, 460
割引	債 の 償	了 還 差 益		3,	277,	155	589, 888	-	-	3, 277, 155	589, 888
		基づく利益の 険 等 の 差 益		469,	489,	452	83, 025, 539	2, 865, 663	963, 193	473, 318, 308	83, 025, 539
定期積	金の給付	補てん金等		17,	543,	913	2, 631, 587	_	36, 960, 202	54, 504, 115	2, 631, 587
	小	計		1, 626,	289,	637	243, 943, 446	23, 339, 447	12, 091, 960, 850	13, 741, 589, 934	243, 943, 446
公社債払	投資信託の	収益の分配等		81,	799,	173	12, 269, 876	206, 757	13, 261, 093	95, 267, 023	12, 269, 876
合同運	用信託の	収益の分配		8,	553,	293	1, 282, 994	486, 992	10, 548, 669	19, 588, 954	1, 282, 994
	勤務	先 預 金		27,	555,	666	4, 133, 350	67, 261	425, 484	28, 048, 411	4, 133, 350
預貯金	銀行以外の	金融機関の預金		150,	385,	106	22, 557, 766	6, 587, 148	124, 814, 974	281, 787, 228	22, 557, 766
	銀行	預金		403,	405,	153	60, 510, 773	3, 754, 525	101, 672, 705	508, 832, 383	60, 510, 773
社		債		446,	203,	440	66, 930, 516	3, 691, 062	2, 299, 418, 415	2, 749, 312, 917	66, 930, 516
公		債		508,	387,		76, 258, 171	8, 545, 702			76, 258, 171
	区	分 	支	払	金	額 千円	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額 千円	又 払 金 領		源泉徴収税額
					課	税	分	非課	税分	合	計

調査対象等:平成22年2月から平成23年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区分	一般課税分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合	計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	4, 517, 181, 829	944, 448, 610	2, 063, 906, 760	1, 699, 501, 911	118, 889, 719	8, 280, 590, 500	1, 063, 338, 329	
投資信託(公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。)及び特 定目的信託の収益の分配等	356, 736	55, 666	263, 913, 282	336, 411, 617	25, 156, 766	600, 681, 635	25, 212, 432	
源泉徴収選択口座内配当等	_	-	-	306, 763, 088	21, 338, 619	306, 763, 088	21, 338, 619	
計	4, 517, 538, 565	944, 504, 276	2, 327, 820, 042	2, 342, 676, 616	165, 385, 104	9, 188, 035, 223	1, 109, 889, 380	

調査対象等:平成22年2月から平成23年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整 所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管	千円						千円
上場株式等の譲渡所得等	351, 406, 798				2	4, 24	9, 762

調査対象等: 平成22年2月から平成23年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

	E /\	官	·	ج <i>و</i>) 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸給・給料・賞与	5, 870, 286, 051	251, 361, 593	86, 747, 337, 180	3, 512, 917, 321	92, 617, 623, 231	3, 764, 278, 914
給与所得	日雇労働者の賃金	12, 512, 635	274, 273	817, 590, 275	13, 913, 216	830, 102, 910	14, 187, 489
	計	5, 882, 798, 686	251, 635, 866	87, 564, 927, 455	3, 526, 830, 537	93, 447, 726, 141	3, 778, 466, 403
退	職所得	782, 927, 187	10, 081, 024	3, 724, 326, 536	96, 527, 498	4, 507, 253, 723	106, 608, 522
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	_	54, 191	_	54, 191

調査対象等: 給与等の支払者から平成23年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成22年2月から 平成23年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法 人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出する こととなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金 及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 673, 072, 196	千円 84, 296, 480
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1, 128, 446, 993	114, 705, 659
法第	診 療 報 酬	423, 035, 086	36, 031, 490
宛 2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	1, 096, 935, 113	68, 461, 879
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 関 又 は 料 金	250, 721, 228	25, 443, 658
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	133, 379, 262	8, 758, 808
	契 約 金 • 賞 金	93, 095, 498	6, 130, 222
	小計	3, 798, 685, 376	343, 828, 196
法第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	47, 021, 913, 291	356, 330, 662
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	1, 651, 676, 145	28, 900, 570
法 第 17	4条該当(馬主に支払われる競馬の賞金等)	38, 871, 393	2, 256, 792
_	āt	52, 511, 146, 205	731, 316, 220
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	_

調査対象等:報酬・料金等の支払者から、平成23年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成22年2月から平成23年1月までに 提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区分	支払金額	源泉徵収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子	千円 第 130,797,592	千円 1,597,683
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及で 特定受益証券発行信託の収益の分配		127, 215, 810
匿名組合契約に基づく利益の分	配 114, 406, 302	20, 044, 573
給 与 · 賞 与	等 89, 160, 523	11, 266, 428
退職手当	等 11,926,108	2, 116, 916
人 的 役 務 の 報	酬 2,941,159	542, 591
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対	料 360, 630, 563	35, 057, 168
著作権の使用料又はその譲渡による対	価 144, 876, 766	12, 120, 837
貸 付 金 の 利	子 121, 310, 165	12, 621, 978
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機 船 舶 の 貸 付 に よ る 所	得 32, 272, 069	6, 104, 690
機 械 等 の 使 用	料 -	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対	価 15,852,600	1, 585, 260
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対	価 83, 032, 017	12, 911, 956
生命保険契約等に基づく年	金 161,347	15, 979
賞	金 110, 219	21, 263
合 計	3, 166, 582, 865	243, 223, 132

調査対象等:平成22年2月から平成23年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。